

令和8年度の川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業について

1 令和7年度からの継続事項

(1) 補助額について

補助額の上限は令和7年度と同様、令和8年度も月額82,000円を維持します。

※令和7年度及び8年度の新規補助対象者は、国は月額75,000円を上限としていますので、差額7,000円は市が独自補助します。

※交付額は、月額82,000円と補助対象経費を比較し、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額です（100円未満は端数を切り捨て）。

(2) 1人1回限りの適用について

令和7年度制度変更点である「1人1回限りの適用」は、令和8年度も継続します。

※詳細は川崎市ホームページ「川崎市宿舎借り上げ支援事業」に掲載されている「令和7年度制度変更点「1人1回限りの適用」の詳細について」をご確認ください。

2 令和7年度からの変更事項

※変更事項の運用については議会の議決を経て決定します。

(1) 補助対象期間について

市の独自補助の導入により、補助対象期間を「法人に採用された日から10年以内」へ変更します。

(2) 補助額について

法人に採用された日から5年目までは82,000円（国及び市負担割合：3/4、法人負担割合：1/4）、6年目以降は41,000円（市負担割合：1/2、法人負担割合：1/2）となります。（※）

※経過措置対象者は、従来の補助対象期間満了日の翌日以降、補助上限額が41,000円（市負担割合：1/2、法人負担割合：1/2）となります。

【経過措置】

これまでに事業の利用を開始し、引き続き令和8年度も事業を利用する場合の補助要件は、次のとおり。

- ・令和2年度以前に事業の利用を開始し、継続して事業を利用する場合：10年以内（今回の制度変更の対象外）
- ・令和3年度に事業の利用を開始し、継続して事業を利用する場合：9年以内→1年間延長し、10年間利用可

- ・令和4年度に事業の利用を開始し、継続して事業を利用する場合：8年以内→2年間延長し、10年間利用可
 - ・令和5年度に事業の利用を開始し、継続して事業を利用する場合：7年以内→3年間延長し、10年間利用可
 - ・令和6年度に事業の利用を開始し、継続して事業を利用する場合：6年以内→4年間延長し、10年間利用可
- いずれも法人に採用された日から数えます。

また、延長部分は補助上限額が41,000円（市負担割合：1/2、法人負担割合：1/2）となるのでご注意ください。

例1) 事業開始年度：令和2年度

補助上限額は、採用日から10年目まで82,000円（国及び市負担割合：3/4、法人負担割合：1/4）

例2) 事業開始年度：令和5年度

補助上限額は、採用日から7年目まで82,000円（国及び市負担割合：3/4、法人負担割合：1/4）、8年目以降は41,000円（市負担割合：1/2、法人負担割合：1/2）

(3) 令和8年3月31日に終了予定の補助対象保育士について

従来の補助対象期間が採用日から9年以下で、令和8年3月31日に終了予定の補助対象保育士について、令和8年4月1日以降も継続して制度を利用するか否かを各園でご確認ください。

なお、継続した場合の令和8年4月1日以降の補助上限額は41,000円（市負担割合：1/2、法人負担割合：1/2）となりますのでご注意ください。

(4) 既に期間満了している補助対象保育士の再申請について

本事業について、既に期間満了している補助対象保育士が、「法人に採用された日から10年以内」へ制度が変更となることで、補助対象期間満了日が令和8年4月1日以降になる場合は、補助金を再申請することが可能です。その場合の、補助上限額は41,000円（市負担割合：1/2、法人負担割合：1/2）となります。

なお、再申請した場合は「1人1回の適用」により、その後、再就職する場合、本事業は利用できなくなりますのでご注意ください。

例1) 採用年月日：令和2年4月1日、事業開始年度：令和7年度

従来の制度の期間満了日：令和7年3月31日

制度変更後の期間満了日：令和12年3月31日

令和8年4月1日以降に補助金の再申請が可能、補助上限額は41,000円（市負担割合：1/2、法人負担割合：1/2）

申請方法につきましては、令和8年度第1四半期の申請案内の際にお知らせいたします。

3 制度詳細のご案内

川崎市ホームページ「川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

4 制度変更の適用時期

令和8年4月1日

※改正要綱は、追って公開いたします。

5 お問い合わせ先

(1) 川崎市事務処理センター 保育士宿舎借り上げ支援事業審査担当

電話番号 044-233-1140

(2) こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 給付・指導担当

電話番号 044-200-2662

FAX 044-200-3933

Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp